

消費税軽減税率制度説明会

「軽減税率は関係ない」と思っている方、それは大間違いです。

間近に迫ってきた軽減税率制度は、飲食店だけでなく『全ての事業者』に影響があり対応が求められます。

申告・納税	商品管理
軽減税率が適用される売上（仕入）と標準税率の売上（仕入）をそれぞれ計算し、明確に分けて記帳・集計すること。	軽減税率対象品目と分かるよう、区分した商品管理や適用税率が分かる請求書等を発行すること。

★事業として取り扱っていなくても、会議用にコーヒーや茶葉など、1年間に対象となる品目を1つでも購入し、経費として計上するならば、税率ごとに記帳しなければなりません（区分経理）。経費を確認してみてください。例えば次の中で1つでも当てはまれば区分経理が必要です。

- 経費で週2回発行の業界新聞や英字新聞等を定期購読している。
- 会議用に人数分のペットボトルのお茶を用意した。
- 来客用のコーヒーを用意した。
- お中元・お歳暮に菓子折を送った。
- 福利厚生の一環でコーヒーサーバーを設置しており、定期的にコーヒー豆を購入している。

軽減税率について詳しく学び、10月からの消費税増税、軽減税率導入に備えましょう。

1、日時 令和元年9月18日（水） 18:00~19:30

2、場所 志摩市商工会1F 多目的ホール

3、内容 消費税軽減税率制度について

伊勢税務署法人課税第一部門統括官 田中 悟 様

*本講習会は伊勢法人会様との合同研修会となります。

参加申込は、志摩市商工会（☎44-0700）まで